

令和7年度 広島市水道局

施工管理研修・建設工事講習会

特定建設作業について

広島市環境局環境保全課

1. 近年の騒音・振動苦情の状況

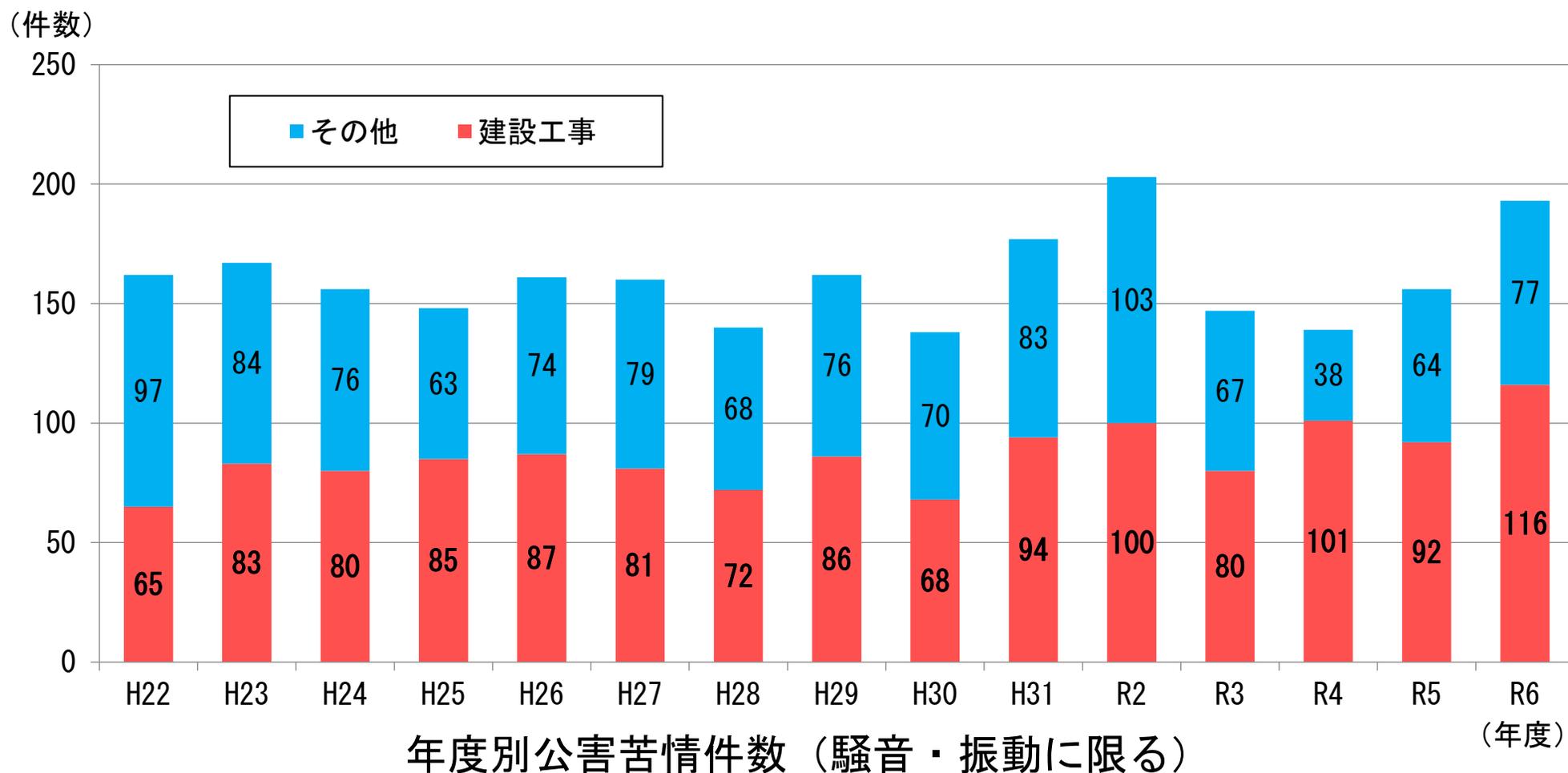
2. 特定建設作業の規制概要

3. 特定建設作業の実施に係る届出制度

1. 近年の騒音・振動苦情の状況

1.1 広島市における騒音・振動苦情

- ・年間150～200件程度、騒音や振動に関する公害苦情が寄せられています。
- ・このうち、5～7割程度が建設工事による騒音・振動苦情です。



1. 近年の騒音・振動苦情の状況

1.2 建設工事に対する騒音・振動苦情の例

【騒音】

事例1：建設会社の材料置き場で朝7時頃から重機を動かしていてすごい音がしている。
特に、碎石をトラックへ積み込む時の音がうるさい。（佐伯区・R7）
⇒申出人の要請により警察も対応。
⇒法令違反は確認されなかったが、丁寧な作業を行うよう指導した。

事例2：振替休日の朝8時頃から工事をしており、騒音と砂埃がひどい（西区・R7）
⇒原因はスケルトンバケットを用いた転石のふるい作業音であった。
⇒法令違反は確認されなかったが、近隣に配慮した施工を指導した。
⇒法令上、祝日・振替休日は規制が厳しくなることを伝達した。

【振動】

事例3：隣地で（RC造、3階建建物の）解体工事をしている。工事の振動で自宅の鏡と窓ガラスが割れて困っている。（西区・R7）
⇒原因は油圧ブレーカーによるRC躯体取り壊し作業の振動であった。
⇒作業時の振動値は規制基準範囲内であったが、丁寧な施工を指導した。
⇒申出人宅の損壊に対する補償は施工者が行った。

1. 近年の騒音・振動苦情の状況

2. 特定建設作業の規制概要

3. 特定建設作業の実施に係る届出制度

2. 特定建設作業の規制概要

2.1 特定建設作業の定義（騒音）（1 / 3）

騒音規制法第2条第3項

「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

⇒騒音規制法施行令第2条

政令で定める作業は、別表第2に掲げる作業とする。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

2. 特定建設作業の規制概要

2.1 特定建設作業の定義（騒音）（2 / 3）

騒音規制法第2条第3項 ⇒ 騒音規制法施行令 別表第2

1	杭打機（もんけん※ ¹ を除く。）、杭抜機又は杭打杭抜機（圧入式杭打杭抜機を除く。）を使用する作業（杭打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機※ ² を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

※1：もんけんは人力によるものに限る。

※2：手持ち式ブレーカー、チッパーを含む。

2. 特定建設作業の規制概要

2.1 特定建設作業の定義（騒音）（3 / 3）

特定建設作業から除外される「環境大臣が指定するもの」

⇒H9. 9. 22 環境庁告示54号（H12環庁告78号一部改正）

現場における通常の作業において、当該機械から10m離れた地点における騒音が80dBを超えないものとみなされるものとして別表に掲げるもの。

1	H9建設省告示第1536号第2条第1項及び第4項に基づくH10同省告示第1188号において、H9建設省告示第1536号第2条第1項に定める低騒音型建設機械として指定された「バックホウ」「トラクターショベル」「ブルドーザー」
2	H9建設省告示第1536号附則第2項に基づくH9同省告示第1702号において、H14. 9. 30までの間、H9同省告示第1536号第2条第1項に定める低騒音型建設機械とみなされるバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー（前号に該当するものを除く。）



最新の指定状況・型式一覧は国交省HPにて公表

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

2. 特定建設作業の規制概要

2.2 特定建設作業の定義（振動）

振動規制法第2条第3項

「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

⇒騒音規制法施行令第2条

政令で定める作業は、別表第2に掲げる作業とする。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

1	杭打機（もんけん※ ¹ 及び圧入式杭打機を除く。）、杭抜機（油圧式杭抜機を除く。）又は杭打杭抜機（圧入式杭打杭抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

※1：もんけんは人力によるものに限る。

2. 特定建設作業の規制概要

2.3 特定建設作業の例（1 / 3）



車輜本体
0.8m³ 出力90kW



出展: ウィキペディア

騒音：非該当
振動：非該当

2. 特定建設作業の規制概要

2.3 特定建設作業の例 (2 / 3)

車輛本体

動力源：コンプレッサー
20馬力 (15kW)



出展：ウィキペディア



出展：ウィキペディア

騒音：該当 (3. さく岩機を使用する作業)
振動：該当 (4. ブレーカーを使用する作業)

騒音：該当 (3. さく岩機を使用する作業)
振動：非該当

2. 特定建設作業の規制概要

2.3 特定建設作業の例 (3 / 3)

		騒音	振動			
くい打	既製ぐい	打撃による工法	もんけん(人力を動力とするもの)...	×	×	
			ディーゼルハンマー.....	○	○	
			スチームハンマー.....	○	○	
			ドロップハンマー.....	○	○	
		打撃併用工法	アースオーガー併用.....	×	○	
			圧入工法	パイルマスター.....	×	×
				ジェット圧入併用工法.....	×	×
	圧入併用工法	プレボーリング工法.....	×	×		
		振動応用工法	パイプロハンマー.....	○	○	
	振動パイルドライバー.....		○	○		
	場所打ぐい	埋込工法(セメントミルク工法).....	×	×		
		機械掘	アースドリル工法.....	×	×	
			(注) ベト工法.....	×	×	
			リバース工法.....	×	×	
手掘		(注) 深礎工法.....	×	×		

鋼矢板の施工も工法により特定建設作業「1. 杭打ち機を使用する作業」に該当します。(騒音・振動共)

(注) 杭頭部、深礎底部の斫り作業でハンドブレイカーを使用する場合は騒音規制法の特定建設作業「3. さく岩機を使用する作業」に該当します。

2. 特定建設作業の規制概要

2.4 騒音規制法・振動規制法における「指定地域」

騒音規制法第3条第1項・振動規制法第3条第1項

「指定地域」

住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で、騒音・振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると市長が認めるもの

⇒ 指定地域内において行われる特定建設作業は規制の対象となります。

騒音規制法	振動規制法	規制対象
指定地域：広島市内全域	指定地域：工業専用地域を除く 広島市内全域	
	指定地域外：工業専用地域	

2. 特定建設作業の規制概要

2.5 特定建設作業の規制に関する基準

騒音：S43.11.27 厚生省・建設省告示1号、振動：振動規制法施行規則第11条

規制の種類	敷地境界線における大きさ	作業時間	1日の作業時間長	作業期間	作業日 (曜日)
規制の内容・程度	騒音：85dB以下 振動：75dB以下	午後7(10)時から 翌日午前7(6)時まで 行われないこと (注2)	10(14)時間を 超えないこと (注2)	連続して6日を 超えないこと	日曜日 その他の休日 (祝日・振替休日) に行われないこと
適用除外の条件 (注3)	なし	①、②、③、④	①、②	①、②	①、②、③、④、⑤

注2：指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から80mを超えるところの規制基準は（ ）内に示すとおり。

注3：適用除外の条件は次のとおり。

- ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

2. 特定建設作業の規制概要

2.6 特定建設作業に関する改善勧告・改善命令・罰則

騒音規制法第15条、振動規制法第15条

特定建設作業による騒音又は振動が、

①特定建設作業の規制に関する基準に適合せず、かつ、

②周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、

騒音又は振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告・改善命令がなされる場合があります。

騒音規制法第30条・第32条、振動規制法第25条・第27条

改善命令に違反した場合…

⇒騒音：5万円以下の罰金

⇒振動：30万円以下の罰金

1. 近年の騒音・振動苦情の状況

2. 特定建設作業の規制概要

3. 特定建設作業の実施に係る届出制度

3. 特定建設作業の実施に係る届出制度

3.1 特定建設作業実施届出書

騒音規制法第14条、振動規制法第14条

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者（=**元請事業者**）は、作業開始の日の7日前までに、**次の事項**を市長に届け出てください。

必要事項	届出書類
<ul style="list-style-type: none">元請業者の氏名または法人名称、住所、法人代表者の氏名建設工事に係る施設または工作物の種類特定建設作業の場所、実施の期間騒音・振動の防止の方法工事名称、<u>工事発注者の氏名</u>または<u>法人名称</u>、住所、<u>法人代表者の氏名</u>特定建設作業の種類特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様特定建設作業の開始時刻、終了時刻元請業者の現場責任者の氏名、連絡先、連絡場所 (下請負人が特定建設作業を行う場合)下請負人の氏名または法人名称、住所、法人代表者の氏名下請負人の現場責任者の氏名、連絡先、連絡場所	<div data-bbox="1579 660 2088 1278" style="border: 1px solid black; padding: 20px;"><p>施行規則 様式第9</p><p>(押印不要)</p></div>
<ul style="list-style-type: none">特定建設作業の場所の附近見取図	<div data-bbox="1579 1303 2088 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>附近見取図</p></div>
<ul style="list-style-type: none">特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したもの	<div data-bbox="1579 1394 2088 1457" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>工事工程表</p></div>

3. 特定建設作業の実施に係る届出制度

3.1 特定建設作業実施届出書

騒音規制法第14条、振動規制法第14条

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者（＝元請事業者）は、**作業開始の日の7日前までに**、次の事項を市長に届け出てください。

届出期限

（原則）…法14条第1項

⇒作業開始の日の7日前（届出日及び作業開始日を除く7日前）までに

（例）4月9日から作業を開始する場合、4月1日までに届け出る必要があります。

3月31日 （日）	4月1日 （月）	4月2日 （火）	4月3日 （水）	4月4日 （木）	4月5日 （金）	4月6日 （土）	4月7日 （日）	4月8日 （月）	4月9日 （火）
	届出期限日	1	2	3	4	5	6	7	作業開始日

（災害その他非常事態）…法14条第2項

⇒すみやかに

3. 特定建設作業の実施に係る届出制度

3.1 特定建設作業実施届出書

騒音規制法第14条、振動規制法第14条

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者（＝元請事業者）は、作業開始の日の7日前までに、次の事項を市長に届け出てください。

届出方法

（電子の場合）

広島市オンライン手続きポータルサイトを利用して、届出することができます。積極的にご活用ください。

https://apply.e-tumo.jp/city-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay



（書面の場合）

届出書一式（様式第9、附近見取図、工事工程表）を2部^{※3}、広島市環境局環境保全課の窓口へご提出ください。

※3：騒音規制法施行規則第3条、振動規制法施行規則第3条

3. 特定建設作業の実施に係る届出制度

3.2 特定建設作業実施届出書に関する罰則

騒音規制法第31条、振動規制法第26条 … (原則)

特定建設作業の実施に係る届出を行わなかった場合
または虚偽の届出を行った場合

⇒騒音：3万円以下の罰金

⇒振動：10万円以下の罰金

騒音規制法第33条、振動規制法第28条 … (災害その他非常事態)

特定建設作業の実施に係る届出を行わなかった場合
または虚偽の届出を行った場合

⇒騒音：1万円以下の過料

⇒振動：3万円以下の過料

3. 特定建設作業の実施に係る届出制度

3.3 特定建設作業と届出制度に関する参考資料



【記載例】特定建設作業実施届出書（電子申請）



【記載例】特定建設作業実施届出書（書面申請）



【参考資料】特定建設作業のしおり

建設工事を行われる方へのお願い

- 1 工事の実施にあたっては、工事現場周辺の状況を十分把握して、低騒音・低振動型の建設機械や工法を採用してください。
- 2 周辺の住民と事業場の方々に工事の概要・公害防止対策などについて、事前に説明してください。
- 3 工事現場には、住民との窓口となる責任者の氏名・連絡先を表示するとともに、現場担当者は騒音・振動の発生状況等を監視し、状況に応じて自主測定を行ってください。また、苦情が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応してください。
- 4 騒音・振動以外にも、公害対策に留意し、粉じんの飛散を防止するため、散水・覆い等を行い、廃材等の処理も適正に行ってください。
- 5 事故防止のために関係者以外の立ち入りができないような処置を行い、必要な場合は交通整理等の保安要員を配置してください。